

2004-02-26

ストックオプション(新株予約券)の付与に関するお知らせ

当社は、平成16年2月24日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の発行について、下記のとおり、平成16年3月26日開催予定の当社第9回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社の業績向上に対するインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保することを目的として、当社取締役および従業員に対し、発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割り当てを受ける者

当社取締役および従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式2,500株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行うものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3) 発行する新株予約権の総数

2,500個を上限とする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(5) 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の目的たる株式1株当たりの払込金額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(終値のない日を除く。)における日本証券業協会における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その金額が新株予約権発行日の前日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日における終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

また、当社が時価を下回る金額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は(新株予約権の行使によるものを除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込金額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、払込金額は適切に調整されるものとする。

- (6) 新株予約権の権利行使期間
平成18年4月1日から、平成23年3月31日までとする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
- (1) 対象者は、新株予約権の行使時においても当社取締役および従業員の地位にあることを要する。
 - (2) 新株予約権の譲渡、買入れその他の処分および相続は認めない。
 - (3) その他、権利行使の条件は本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役および従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の消却事由及び条件
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約者が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当該新株予約権は無償で消却することができる。
 - (2) 対象者が権利を行使する前に「新株予約権の行使の条件」に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。
- (注) 上記の内容については、平成16年3月26日開催予定の当社第9回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件といたします。

以上

▲ PAGE TOP